

## 意見及び市の考え方

番号	意見の要旨	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川口都市計画公園の変更の案について、以下の理由により反対します。</li> <li>・ 火葬場の目隠し公園であり、設置の目的を名称で誤魔化すのは住民への問題隠しである。</li> <li>・ この地域は、小川、森、林、田畑、植木溜り、花卉栽培、神社、仏閣、城跡、街道、道祖神、板碑などが渾然一体となったすばらしい景観であり、その中で働く農民や、花卉栽培家、育苗家、植木職人などの姿までを含めて、歴史自然遺産である。  <p style="margin-left: 2em;">それゆえ、この地域には、人工的な公園施設やハコ物を造るのではなく、現状のまま自然と生活を一体化して保護していくという方針が望ましい。その結果、地域特有の魅力を存分に引き出すことができ、市の財政負担も少なく済む。</p> </li> <li>・ 園内での植木・園芸植物の販売によって少数の特定業者が得るわずかな目先の利益のために、幾世代もかけて営々と築き上げてきた歴史自然遺産を売り渡すことは、川口市民の未来の世代に申し訳が立たない。(花卉や植木の販売所ならば、すぐ近くに「樹里安」や「JAあゆみ野農協センター」が既にある。)</li> <li>・ 赤山城址公園の計画、オープンガーデン散策コース、合併を踏まえた御成街道に関する施策と「火葬場とその付帯公園」は不整合である。</li> <li>・ 市の財政負担の軽減と歴史自然遺産を最大限に活かす観点から、公園という人工物を造る従来の発想を改める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における公園緑地面積が未だに不十分であり、また、計画区域を含む地域は安行近郊緑地保全区域に指定されていますが、一部では、都市化の進展や農業の担い手の高齢化等に伴い、緑地の減少が見受けられる状況にあることから、当該地域の地域特性を踏まえ、自然環境や歴史文化遺産を活用した、地域の振興や都市農業の活性化にも資する公園を計画したものです。  <p style="margin-left: 2em;">持続可能な緑地・自然環境の保全にあたっては、保全に係る負担が農業従事者や土地所有者のみにかかることがないように、広域的な緑地を保全することによる受益者である首都圏の方々に当地を訪れて頂き、施設利用や物品購入等の形で地域振興に貢献して頂くための仕組みが必要であり、そうした観点から、「広域的な集客性に配慮した水と緑のオアシス空間の創出」を計画のテーマとしています。</p> <p style="margin-left: 2em;">計画の具体化にあたっては、計画地周辺に存在するグリーンセンターや緑化センター等の観光・集客拠点との回遊性の確保、市民の方々によるオープンガーデン等の取り組みとの連携についても、検討して参ります。</p> </li> </ul>

## 意見及び市の考え方

番号	意見の要旨	市の考え方
2	<ul style="list-style-type: none"><li>川口都市計画公園の変更の案について、以下の理由により反対します。</li><li>計画予定地は、湿地、低地、中間地、台地と層を成しており、畑地、休耕地等に利用され、その保水能力、量は莫大である。この計画等により、その保水能力の低下、消失は不可避である。また、近年、降雨も変化しており、大雨等のとき、近隣の江川調節池も満水状態であり、水害等が危惧される。</li><li>廃棄物最終処分場計画の失敗による多額の損失についての責任の所在が曖昧なままである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公園の整備にあたっては、浸水被害の発生及び拡大を防止する観点から、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき、必要な施設を設置して参ります。</li><li>朝日環境センターの整備等を契機に、廃棄物最終処分場予定地を公園予定地に変更したものであり、公園の整備にあたっては、廃棄物最終処分場計画の際に取得した公有地を有効に活用して参ります。</li></ul>

## 参考意見及び市の考え方

番号	意見の要旨	市の考え方
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川口都市計画公園の変更の案について、以下の理由により反対します。</li> <li>・ 貴重な周辺の自然環境と希少種を含む在来種の生態系が壊れてしまう恐れがあるため。</li> <li>・ 周辺の緑地は、2本の高速道路にはさまれているにも関わらず、遠くシベリアからの渡り鳥も飛来し、中にはこの地で営巣・繁殖する種もいる程、豊かな緑に恵まれ、かつ計画に先立っての生物調査では、都市緑地には珍しい希少種も数種確認されており、保全すべき生態系が保たれている地域である。</li> <li>・ しかし、自然公園を造成する為には、一度、この自然をつぶして、一旦更地にする必要があり、その上に自然公園を造成したとしても、失われた生態系や希少種を再び形成・生存させることは不可能に近い。(ほんの少しの人工的な変化が、生物の住めない川、山にしてしまった例は多い。)</li> <li>・ また、大池を配する計画であるが、火葬場の廃熱で池水や周辺の温度が上がり、本来なら越冬・生息不可能なはずの外来種が増え、在来種との交雑又は攻撃する等により、在来種が絶滅する可能性もある。他にも石神井公園等のように、ペットとして購入し不法に投棄されたワニ・ピラニアのように、どう猛な生物や有毒な生物が、公園に来た人や子供等に危毒を加えるケースもありうる。</li> <li>・ 市として、貴重で豊かな自然と生態系を後世に残していくことは重要な課題であり、また、人的に加毒を加えたりするような生物が持ち込まれた場合、どのように責任をとるのか、十分に検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における公園緑地面積が未だに不十分であり、また、計画区域を含む地域は安行近郊緑地保全区域に指定されていますが、一部では、都市化の進展や農業の担い手の高齢化等に伴い、緑地の減少が見受けられる状況にあることから、当該地域の地域特性を踏まえ、自然環境や歴史文化遺産を活用した、地域の振興や都市農業の活性化にも資する公園を計画したものです。</li> <li style="padding-left: 2em;">持続可能な緑地・自然環境の保全にあたっては、保全に係る負担が農業従事者や土地所有者のみにかかることがないように、広域的な緑地を保全することによる受益者である首都圏の方々に当地を訪れて頂き、施設利用や物品購入等の形で地域振興に貢献して頂くための仕組みが必要であり、そうした観点から、「広域的な集客性に配慮した水と緑のオアシス空間の創出」を計画のテーマとしています。</li> <li>・ 公園利用者の安全の確保の観点から、本市の他の公園と同様、必要な管理を行って参ります。</li> </ul>